



令 3 学 事 文 書 第 2 0 9 号
令 和 3 年 (2021 年) 6 月 2 日

公益財団法人吉川報効会

理事長 吉 川 重 幹 様

山口県知事 村 岡 嗣 政



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年6月2日から令和8年6月1日まで